

大阪広域環境施設組合事業所事務分掌規則

平成27年3月30日規則第1号

最近改正：令和5年3月30日規則第2号

(設置)

第1条 本組合に事業所を置く。

2 事業所の所属及び名称は、別表のとおりとする。

(事業所の長)

第2条 事業所に工場長、副工場長、担当係長を置く。ただし、大阪広域環境施設組合住之江工場を除く。

2 工場長、副工場長、担当係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(事務分掌)

第3条 事業所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理に関する事
- (2) 搬入不適物の規制に関する事
- (3) 焼却残さいの処分に関する事
- (4) 発電設備及び蒸気設備の管理に関する事

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行

附 則 (令和5年3月30日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

所属	事業所の名称
----	--------

施設部	大阪広域環境施設組合西淀工場
	大阪広域環境施設組合平野工場
	大阪広域環境施設組合東淀工場
	大阪広域環境施設組合八尾工場
	大阪広域環境施設組合舞洲工場
	大阪広域環境施設組合住之江工場